

損害賠償請求訴訟の提起について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 1 1 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償請求訴訟の提起について

次のとおり訴えを提起する。

1 訴訟当事者

原告 町田市森野二丁目2番22号

町田市

被告 東京都江戸川区中葛西三丁目37番4号

スターツCAM株式会社

2 訴訟の目的

民法第415条第1項に基づく損害賠償として、被告に対し、873,216,250円の支払いを求める。

3 事件概要

スターツCAM株式会社は、町田市との間で2024年10月23日付けで（仮称）町田市立国際工芸美術館整備工事請負契約の仮契約を締結したにもかかわらず、本契約を締結する義務を履行しなかった。

町田市は、これによって生じた工事費用の増加分等の損害を賠償するよう求めてきたが、同社が応じないことから、訴訟を提起するものである。